

防犯設備士/総合防犯設備士の資格更新制度が大きく変わります

1. 2025年4月1日施行

防犯設備士、総合防犯設備士の**資格有効期間を3年間から5年間に**変更します。2025年4月1日以降に、資格を取得または資格更新を行う際に適用となります。

2. 2026年4月1日施行

- 1) 更新を行わなかったことによる資格停止期間は1年間とし、**資格が停止されてから1年※を超えても資格更新しない場合には資格失効となります。**
※施行時に既に資格停止状態だった方については施行開始から1年間となります。
- 2) **平成24年度以前に資格を取得した、これまで資格更新義務が無かつた方にも資格更新義務が発生し、施行開始から3年間の猶予期間のうちに資格更新しなければ資格が失効します。**
- 3) やむを得ない事情のため、1)及び2)により失効した場合で、その事情が止んでから1年以内であれば、資格更新手続きで資格が復活します。

【やむを得ない事情】

- ①病気又は負傷について療養していること
- ②法令の規定により身体の自由を拘束されていること
- ③社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じていること
- ④積雪、高波その他の自然現象により交通が困難になっていること
- ⑤その他協会がやむを得ないと認める事情

防犯設備士、総合防犯設備士の資格更新制度の改正について

防犯設備士、総合防犯設備士の資格更新制度の改正について、種々の検討を行ってきましたが、2025年2月28日（金）の理事会において、規程類を含めて承認されたので、改正の内容について説明します。

1. 背景

- (1) 資格更新対象者から、①更新期間が3年では更新期間が短すぎる、②費用が高すぎる、という不満を多数受けていました。
- (2) 同じ資格の中で、更新義務がある方と無い方が混在しており、更新義務がある方から不公平であるとの不満を多数受けていました。
- (3) 更新義務が無い方は資格者証に貼付されている写真が古いままで、本人確認に支障をきたす場合がありました。

2. 目的

資格更新を始めた当初の目的である、①犯罪の手口、防犯機器の進化等に対する知識更新、②防犯設備士の所在確認、を果たすためと資格更新者の不満を解消すること。

3. 概要

改正は次の2段階で実施します。

1) 2025年4月1日施行

防犯設備士、総合防犯設備士の資格更新の有効期間を3年から5年へ変更します。
2025年4月1日以降の資格取得または資格更新に適用されます。

2) 2026年4月1日施行

- (1) 資格が停止されてから1年を超えて資格更新しない場合には資格が失効します。
(施行の際（2026年4月1日時点）、更新をしていないため資格が既に停止されている方は、施行後1年内に資格更新をしなければ資格が失効します。)
- (2) 2012(平成24)年以前に防犯設備士の資格を取得した方も資格更新義務が発生します。施行開始（2026年4月1日）から3年の猶予期間内に資格更新しないと資格が失効します。

※なお、上記の(1)、(2)で資格が失効した方で、やむを得ない事情があった場合はその事情が止んでから1年以内であれば、資格更新手続きで資格が復活します。

「やむを得ない事情」については、以下の通りです。

- ①病気又は負傷について療養していること
- ②法令の規定により身体の自由を拘束されていること
- ③社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じていること
- ④積雪、高波その他の自然現象により交通が困難になっていること
- ⑤その他協会がやむを得ないと認める事情

(参考) 制度改正前後の対照表

防犯設備士の資格更新改正後の運用

No	項目	資格更新の義務無し		資格更新の義務有り	
		H.24年度以前の資格取得者で未更新		H.25年度以後の資格取得者 + H.24年度以前の資格取得者で更新	
現状	改正後	現状	改正後	現状	改正後
1	更新間隔 有効期限を過ぎると資格停止となる	更新義務無し	5年	3年	5年
2	資格停止期間 資格停止期間の間に資格更新すれば資格停止を解除、過ぎたら資格失効	概念無し	1年間 (※1)	期限なし	1年間 (※2)
3	資格更新時の特典	H.25年度以後の資格取得者の特典に加えて、最新の防犯設備士テキストを無償進呈(11,000円相当)		日防設ジャーナルを閲覧可能 防犯設備士(優良)	
4	やむを得ない事情で失効した者に対する救済処置 (再度資格取得したい場合)	概念無し	やむを得ない事情があり、それが解消してから1年以内に「更新手続き」を取った場合は資格を与える	概念無し	やむを得ない事情があり、それが解消してから1年以内に「更新手続き」を取った場合は資格を与える

※1

H.24年度以前の資格取得者が新制度の施行後初回の資格更新するまでの猶予期間は3年間、初回更新後の資格停止期間は1年間とする。

※2

新制度施行時に資格停止状態にある者は施行から1年以内に資格更新しなければ資格が失効する。

総合防犯設備士の資格更新改正後の運用

No	項目	現状	改正後
1	更新間隔 有効期限を過ぎると資格停止となる	3年	5年
2	資格停止期間 資格停止期間の間に資格更新すれば資格停止を解除、過ぎたら資格失効	期限なし	1年間 (※1)
3	資格更新時の特典	日防設ジャーナルを閲覧可能	
4	やむを得ない事情で失効した者に対する救済処置 (再度資格取得したい場合)	概念無し	やむを得ない事情があり、それが解消してから1年以内に「更新手続き」を取った場合は資格を与える

※1

新制度施行時に資格停止状態にある者は施行から1年以内に資格更新しなければ資格が失効する。